

条 例 見 直 し 調 書

作成年度

平成 21 年度

条 例 名		拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例	
条 例 番 号		平成 4 年神奈川県条例第 36 号	法 規 集 第 15 編第 5 章第 2 節
所 管 部 局 室 課		警察本部警備部公安第一課	
条 例 の 概 要		県民の日常生活を脅かすような拡声機の使用について、必要な規制を行うための事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	本条例は、地域の平穏を保持し、もって公共の福祉の確保に資するため、拡声機の使用について規制しているものであるが、現在でも暴騒音を発する拡声機の使用がなされており、必要な条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例により、県内において暴騒音を発する拡声機の使用が抑制されている。また、街頭宣伝活動等において、拡声機の使用による暴騒音が発せられた場合、本条例に基づく停止命令により、違反行為者は拡声機の音量を下げ、適正な音量による街頭宣伝活動等に移行するなどしており、有効に機能している。	本条例制定後の検挙状況 ・停止命令違反 5件7人
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例による規制の対象となる行為は、地域の平穏を保持するために必要最小限度のものである。また、拡声機の使用による暴騒音の禁止、停止命令、拡声器の同時使用に対する勧告、立入調査等を具体的に規定しており、本条例により、拡声機の使用による暴騒音の規制が効率的に行われている。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例は、県民の日常生活を脅かすような拡声機の使用について必要な規制を行うことにより、地域の平穏を保持し、もって公共の福祉の確保に資することを目的として制定されたものであり、「犯罪のない安全な地域社会づくり」を掲げる県の総合計画である「神奈川力構想」に適合している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	本条例は、拡声機の使用による暴騒音の規制について、罰則を設けて必要な事項を定めているものであるが、公共性の高い拡声機の使用については適用除外としているほか、国民の権利を不当に侵害しないよう適用上の注意規定を設けるなどしており、合理的な範囲内であって、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	(有) 無